

重要物資所要量調

種別	總量	單位	三年度分
普通鋼々材	一〇四、七四〇	噸	三、九七〇
型鋼	五、八〇〇	噸	一、六〇〇
軌條	一八、〇〇〇	噸	八、六〇〇
第二次製品	三〇、八三三	噸	八、九六六
機	(釘、針金、其他)	噸	二五、七〇八
器	四、四四一	噸	一、〇〇〇
銑鐵及鑄鋼	(トラクター其他用)	噸	八、六六六
電氣銅	(機器用)	噸	二、七七一
木	(電線及機器用)	石	一四、五〇〇
セメント	五、七五〇	噸	六、一〇〇
燃料油	一七四、三七〇	斗	四、四〇〇
同附屬農具	二、一〇〇	臺	一、〇五〇
蓄力用農具	(フラウ、ハロー等)	臺	三、一五〇
拔根機	五、〇〇〇	臺	二、〇〇〇
移動製材機	三、六〇〇	臺	一、〇〇〇
土工用車輛	二、一〇〇	輛	一、七〇〇
トラック	六、四〇〇	臺	三、四〇〇
開墾鐵他	(機關車共)	臺	五、五〇〇
軍手	七、五五〇	千丁	一、九三三
地下足袋	(鐵、鎌、鋸、鉋、斧等)	千枚	一、〇三三
毛布	一〇、〇〇〇	千枚	三、〇〇〇
作業衣	一〇、〇〇〇	千着	一、一〇〇

臺灣人の歸還に關する計畫輸送

内地に留臺灣人は現在約三萬人で、内約一萬人は復員軍人、軍屬、元被徵用者であり、約二萬人が一般居留者(此内約五千五百人は學生)であるが、終戦後臺灣航路杜絶のため、歸還希望者も歸國不可能であつたが、政府は之が對策として、臺灣航路の再開を圖ると共に、昭和二十一年一月より計畫輸送を爲すこととし、左の如く方策を決定した。

- 一、出航港、浦賀、吳、鹿児島、
- 一、到著港、基隆、高雄、
- 一、就航豫定船舶、長雲、夏月、筑紫、日昌、CD44號
- 十二月十九日浦賀出港ノ長雲丸ヲ第一船トシテ逐次就航ノ豫定ナリ
- 一、輸送順位、復員軍人、軍屬、元被徵用者、海外ヨリノ引揚者、一般在留者ノ順序トス
- 一、歸臺申込手續、復員軍人、軍屬、元被徵用者ニシテ夫々集團セル向ニ對シテハ收容所ノ責任者ヲ通ジテ出發日、乗船港等ヲ通報スベキモ其ノ他ノ歸臺希望者ハ本月末日迄ニ居留地都道府縣廳宛、申込マレ度、其ノ出發日時、乗船港等ハ追テ地方長官ヨリ通知セラルベシ。

食糧輸入の許可

昭和二十年十一月二十四日附マツクアサー司令部から食糧、棉花、石油、鹽の輸入を許可する旨の指令がなされた。その要點は左の如くである。

一、一九四六年度に輸入を許可さるべき食糧、棉花、石油、鹽の各商品の輸入量は世界市場に於ける需給關

係、世界の船腹量及び日本が對價として何の程度の輸出能力を有するか等の事情に基いて決定される。

一、食糧に付ては輸入量及び何の地域から對日輸出すべきかに關し目下檢討中である。殊に極東に於ける食糧事情の究明が行はれてをり、それから對日輸出しても世界の食糧補給にさして支障を及ぼさない如き地域からその餘剩食糧が對日輸出に振り向けられることにならう。

一、輸出食糧の全量は世界の食糧事情を檢討し且對日輸出に使用しうる船腹量が明確化された後に決定される。

勞働組合法案の決定

政府はマツクアサー司令部の要求に基き厚生省に勞務法制審議委員會を設け、豫て作成中の勞働組合法案を審議の上之を決定した。この際同委員會は左の附帶決議をもなした。今法案及附帶決議を掲ぐれば、左の如くである。尙ほ本法案は第八十九回帝國議會に提出せられ、修正の上可決されたが、年内には未だ其の公布を見るに至らなかつた。

勞働組合法案

第一章 總 則

第一條 本法ハ國結權ノ保障ニ依リ勞働者ノ經濟的社會的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄與スベキ均等ノ機會ヲ與フルコトヲ目的トス

第二條 左ノ法令ノ關係條項ハ勞働組合ノ爲ニスル組員ノ前條規定ノ精神ニ基ク行爲ニ付テハ之ヲ適用